

平成24年7月3日

法務省刑事局 御中

東京都中央区日本橋中洲5-1-703
全国交通事故遺族の会
理事 片瀬 邦博

「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」 に関する交通事故遺族の意見書

平成20年に導入された「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」の、施行後3年の見直しに際し、全国交通事故遺族の会は以下のとおり意見を述べさせていただきます。

本刑事訴訟法等の一部改正は被害者や遺族の強い要望が背景にあり改正されたものですが、被害者や遺族が刑事裁判に参加して、心情などを直接加害者や被告に訴えることが出来るなど、被害者や遺族にとって大きな前進であったと考えます。

被害者や遺族が、直接被告である加害者に対して被害者および遺族の置かれた状況や心情を訴えることにより、自分の犯した罪で如何に被害者やその遺族の生活を壊してしまったかを知らしめることが出来るようになったことは大変意義のあることだと思います。

しかしながら交通事故の起訴率は極めて低く、更に公判請求が成されるのはその内のごく一部であるため、被害者参加制度の恩恵に浴する交通事故遺族は極めて限られた存在であります。交通事故の発生件数は20年前とほぼ同じですが刑事処罰は大幅に下がっております。今回の改正で被害者や遺族の権利および利益は一步前進したものの、交通事故全体からみると不十分であると言わざるを得ません。

今回の改正では公判記録の閲覧など、いわゆる情報開示についても要件の緩和や対象者の拡充などが行われました。しかし捜査段階での情報開示は行われておりません。不起訴処分の場合は厳しい条件の下で情報開示が行われていますが、交通事故遺族のすべてが利用出来るわけではありません。多くの交通事故遺族は自分の家族に何が起きたのかその真実を求めて独自の調査を行うなど大変な努力を強いられています。その努力の結果新たな証拠を発見するなどして、民事裁判において刑事裁判とは全く逆の判決を得たケースも少なからずあります。

本改正により被害者や遺族が置かれた立場は一步前進したといえますが、起訴率、公判請求が極端に低く、情報開示の条件が厳しい現状では十分な犯罪被害者の権利・利益の保護にはなっていないと言わざるを得ません。捜査段階での情報開示は加害者の個人情報などは別として、交通事故に

係わるすべての情報を公開すべきと考えます。

交通事故の裁判は発生現場所管の裁判所で行われます。このため被害者・遺族が遠方に住んでいる場合は被害者参加制度を利用しようとする多額の交通費が発生することがあります。このような場合は旅費等の支給を是非検討していただきたく思います。

また、遠方のため被害者・遺族が高齢であったり家族の介護などの問題で被害者参加制度を利用して裁判に参加したくても出来ない場合があります。被害者・遺族が居住する地域の所管裁判所で行うなどの検討も必要なのではないかと考えます。

今回の刑事訴訟法等の一部改正は、被害者や遺族にとって権利・利益向上の一歩であり、加害者や被告の再犯防止の効果も期待出来るものと思います。厳正捜査、検挙率向上により起訴率が向上し、情報開示条件の一段の緩和による被害者や遺族の権利・利益が一段と向上するよう求めます。

被害者参加制度に関わった遺族からの声

- ・被告加害者を前にして証言することは大変きついことだが、それでも直接遺族の声を加害者に聞かせることが出来て良かった。
- ・裁判官に自分の意見や思いを直接聞いてもらえることが出来て良かった。
- ・裁判に参加したが判決にどの程度影響があったのか分からなかった。
- ・こんなことを言ったら、裁判官の印象を悪くすると思い発言を控えることもあった。
- ・弁護士が主導する形で進めたため、裁判内容を十分に把握しないまま終わり、出来レースのように感じた。
- ・被告本人にも質問したかったが、弁護士が質問すると言われて出来なかった。
- ・法廷の出退廷時に、被告と顔を合わせ嫌な思いをした。
- ・検事の対応について
 - ・検察庁から被害者参加制度の説明があり、裁判では検事と頻繁に情報交換が出来た。また検事から適切な指導があり大変良かった。
 - ・事故検分調書が見られることを知らされなかったり、見たいと言っても「その内に見せる」と言われたが実現しなかったなど情報開示が十分でなかった。
 - * 検事により対応のばらつきがある。

聴取人数 5人（当日陳述者を除く）